



甲府盆地の夜景 (提供：甲府市シティプロモーション課)

違反処理体制の再建と 組織定着への道のり

～5条の3命令の定着と5条の2命令の発動まで～

甲府地区広域行政事務組合消防本部予防課違反是正係 主任 米山直希 (全国違反是正支援アドバイザー) (執筆時)

はじめに

平成14年の消防法改正により、第5条の3第1項に「防火対象物における措置命令」(以下「5条の3命令」という。)が規定されました。これまで当消防本部ではスキル不足等のため、この命令を発動した実績がありませんでしたが、平成28年度に初めて5条の3命令を発動することができました。

実のところ、筆者は平成24年度に、横浜市消防局で5条の3命令の発動要領を含む1週間の短期研修を受講しましたが、受講後に組織への

フィードバックができず、平成27年度にこのリベンジを果たすべく1年間の横浜研修に臨み、約3年半の期間を経て、悲願を達成しました。

この5条の3命令の実現を含め、その後約43年ぶりの「防火対象物の使用停止命令」の発動に至るまで、横浜市消防局との関係は、当消防本部での査察体制の充実強化に大きな影響を与えることになりました。

今回は実務での実例を取り上げながら、当消防本部の取組状況を紹介いたします。

体制の構築

5条の3命令の発動には、消防吏員が現場で具体的火災危険の有無を判断する必要があるため、一人でも多くの査察員に命令の判断基準を身に付けさせることが課題となっていました。

① 実効性のある違反是正指導体制の確立を目的に、平成28年度から消防本部予防課に違反処理を専属で行う違反是正係を新設する機構改革を行い、時代のニーズに即した内規(査察規程・違反処理規程・告示等)に刷新しました。

また、現場で5条の3命令の事務処理を迅速かつ的確に行うのに必要な資器材を収めた「5条の3命令セット」を作成し、消防本部予防課違反是正係と各消防署査察係に配置しました。

② 平成27年度から30年度にかけて横浜市消防局に1年間の長期研修(横浜市消防局の消防吏員として併任)4名、2日間～2週間の短期研修9名の職員を派遣して、5条の3命令の実施要領等について研修を受講し、先進地の違反処理実務を組織にフィードバックしました。更に平成28年度は、横浜市消防局から違反是正指導の経験が豊富な職員を当消防本部に新設した違反是正係長として招聘(当消防本部の消防吏員として併任)し、「違反処理に係る消防本部間の広域的な連携のあり方に関する検討結果報告書」にある「職員の派遣」を全国で初めて実現させました。

これらの体制構築の取組により、研修を受けた査察員が時機を逸することなく自らの判

断で5条の3命令を発動することができるようになりました。更に平成30年度は夜間査察のみならず、通常時の立入検査において5条の3命令を8件発動し、うち1件は防火対象物定期点検の特例認定取消処分につながるなど組織全体として予防スキルの向上が図られました。

当消防本部における5条の3命令の件数は年々増加しており、着実に組織に定着してきています。

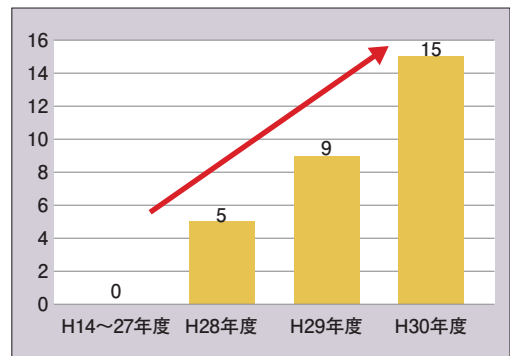
人材育成(他の消防本部の職員を含む)

平成30年度は人材育成の取組を拡充させ、9月に各消防署の専従査察員を対象とした「違反処理に係る実務研修」(4日間)を実施し6名が受講しました。更に県内の各消防本部から8名の研修生を受け入れました。また、12月には「違反是正の推進に係る実務研修【区分A】」(5日間)の受入れに伴い、県内の各消防本部から3名の聴講生を受け入れました。これらの研修のカリキュラムの一環として、5条の3命令に係る研修(座学・シミュレーション・夜間一斉査察)を行い、5条の3命令を7件発動しました。

この5条の3命令に係る研修は、OJT研修として平成28年度から継続して実施しており、延べ6回、専従査察員31名、他の消防本部職員25名が受講しています。平成30年度は新たな取組として受講対象者を広げ、警防要員6名が受講しました。



5条の3命令セット



5条の3命令の発動件数の推移

❌ 違反是正



違反処理に係る実務研修

査察員が主体的に違反処理の判断をできるようになり、5条の3命令を発動することで自信につながり、予防業務に携わる職員全体のモチベーションがアップしました。今後も5条の3命令に係る研修を継続していくことで、将来的に警防・救急・救助要員による5条の3命令の発動を目指しています。

当消防本部の研修を受講した他の消防本部においても、警察と合同の夜間査察を実施するに至り5条の3命令を発動しています。また、積極的に研修生を受け入れることにより、近隣の消防本部にとって技術的支援を受けやすい環境づくりに力を入れています。今後、山梨県内の他の消防本部においても違反対象物の是正指導が加速していくものと考えられることから、研修の受入れは可能な限り行い、県全体として違反是正の推進を図っていく所存です。

関係機関との連携

当消防本部では、平成28年度から消防・警察・建築の3部局で夜間一斉査察を実施しています。

「生命・身体・財産を守る」という崇高な使命を全うするためには、消防だけでは解決できない問題や課題があることから、警察・建築部局と合同で立入検査を実施することで、安全で安心して健やかに暮らせるまちづくりに貢献しています。また、連携により他部局の担当者と信頼関係が築けたことで、互いの業務の円滑化が図られています。



夜間一斉査察の出発式

また、同じく平成28年度から消防・建築・福祉の3部局で「社会福祉施設の火災対策の充実のための連絡会議」を設置し、定期(年間3回)に会議を開催しています。

この連絡会議の最も大きな成果は、社会福祉施設の法令改正に伴う遡及指導です。当消防本部も平成30年3月末までに遡及対象となる施設が相当数ありましたが、会議において遡及指導の進捗状況を情報共有するとともに、消防部局から施設の事業主に設備設置に係る補助金の申請期間等について積極的に案内を行い、その後には福祉部局の補助金の交付状況を把握することで効率的に遡及指導を進めることができたため、全ての社会福祉施設を新基準に適合させることができました。

査察業務におけるICTの活用推進

平成29年度の消防OAシステム導入に併せて査察端末(タブレットとモバイルプリンター)を消防本部と各消防署に配置しました。この査察端末の配置により、立入検査結果通知書を現場で印刷して交付することが可能となりました。更に5条の3命令の命令通告書や違反調査における質問調書の作成にも使用しています。

これまで行っていた立入検査結果通知書を後日交付する方法に比べ、関係者と査察員の双方の負担が軽減されるとともに帰庁後の事務処理も軽減され、業務の効率化が図られました。また、消防OAシステムの査察結果から得られたデータを分析し、査察のあり方を検証することで次年



3 部局連絡会議の様子



査察端末の活用

度の組織目標の設定などの行政施策に反映しています。

告発の歴史

当消防本部における告発といえば、「違反処理標準マニュアル」の「告発」に掲載されている、消防法第5条第1項(当時)の規定に基づく使用停止命令違反(昭和50年8月29日発動)が最初で最後の告発事案と言われ、代々の予防担当職員に語り継がれてきました。しかし、消防本部の書庫で過去の書類を遡ってみたところ、昭和31年から昭和53年にかけての「告発関係綴」という簿冊が存在し、14件の告発事案が編綴されて

いました。筆者はこの簿冊の編綴書類を目の当たりにして、“甲府消防の査察”に求められているのは、この時代の違反処理体制を取り戻すことだと感じました。

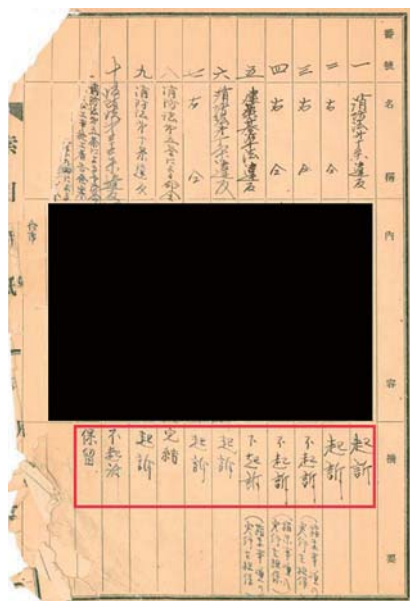
伝家の宝刀「使用停止命令」(消防法第5条の2第1項第2号)

平成31年3月29日に発動した旅館に対する使用停止命令は、前述の告発事案以来となり、実に43年7カ月ぶりのこととなりました。本件命令は、審査請求や取消訴訟の提起もなく30日を経過したことから、確定に至っています。

今回の使用停止命令の判断に際して消防法



告発関係綴の背表紙



告発関係綴のインデックス

○ 違反是正

(使用停止命令の概要)

用途[業態]	消防法施行令別表第1(5)項イ [旅館]
建物規模等	増築及び接続によりその他構造 延べ面積1,870.58㎡ (本館)地上4階建て(全て普通階) 1,445.87㎡ (別館)地上3階建て(全て普通階) 424.71㎡(接続部分を含む。) ※本館・別館ともに特定一階段等防火対象物に該当し、構造的接続がある。
命令事項	平成31年3月29日以降次に掲げる事項を履行するまでの間、当該防火対象物のうち本館の2階から4階までの全ての居室(本館4階404号室から407号室を除く。)の使用を停止すること。 (1) 防火対象物全体に屋内消火栓設備を政令で定める技術上の基準に従い設置すること。(消防法第17条第1項、消防法施行令第11条第1項第2号) (2) 防火対象物の主要構造部を政令で定める技術的基準に適合するよう改修すること。(建築基準法第27条第1項第1号、建築基準法施行令第110条第1号イ) (3) 本館の1階から4階にかけて設置された階段の部分とその他の部分とを建築基準法第2条第9号の2口に規定する防火設備で区画すること。(建築基準法第36条、建築基準法施行令第112条第9項本文) (4) 本館4階のメーターボックス内の床を貫通する給水管、配電管その他の管と耐火構造の防火区画とのすき間をモルタルその他の不燃材料で埋めるよう改修すること。(建築基準法第36条、建築基準法施行令第112条第14項) (5) 本館2階の201号室から209号室及び214号室から216号室、3階の301号室から303号室及び308号室から310号室並びに4階の408号室から410号室と廊下を区画する防火上主要な間仕切壁は、耐火構造で天井裏に達せしめるよう改修すること。(建築基準法第36条、建築基準法施行令第114条第2項) (6) 本館の2階から4階の各階に、地上に通ずる2以上の直通階段を設けること。(建築基準法第35条、建築基準法施行令第121条第1項第5号) (7) 本館の1階から4階にかけて設置された階段の蹴上げの寸法は、安全上、防火上必要な技術的基準に適合するよう改修すること。(建築基準法第36条、建築基準法施行令第23条第1項本文) (8) 本館の2階から4階の全ての居室部分及び当該階の廊下部分に非常用の照明装置を設けること。(建築基準法第35条、建築基準法施行令第126条の4本文)
命令の理由	(1)から(8)までの法令違反が併存し、火災の予防に危険、消火、避難その他の消防の活動に支障があり、かつ、火災が発生したならば人命に危険であると認めること。

令違反については、当然のことながら消防部局で確定させましたが、建築基準法令違反については、消防法第35条の13に基づく協力を建築部局に要請しました。この要請に基づき、合同による立入検査で消防部局が覚知した建築基準法令違反の疑いがある事項について現場を確認してもらい、建築部局からの回答文書により確定させました。また、事前手続(行政手続法第13条第1項第2号の規定による「弁明の機会の付与」)を省略して不利益処分をするため、同条第2項第1号に規定する「公益上、緊急に不利益

処分をする必要」の該当性について、甲府市の顧問弁護士に相談したところ、大阪地裁の判例が存在し、これを考慮した上で事前手続を省略しました。

更に本件防火対象物は建物の一部の居室(延べ面積の10%未満)は、「賃貸借契約を締結して事務所として使用している」と違反者から聴取したことから、警察比例の原則を勘案して使用停止命令の範囲から当該部分を除きました。違反者は賃貸借契約書の任意提出を拒否しており、書証による確定ができていなかったことか



使用停止命令の標識を設置する筆者

ら、使用停止命令の範囲の拡大の必要性を検討するために、使用停止命令に併せて消防法第4条第1項の規定に基づく資料提出命令権（賃貸借契約書の写しを提出すること。）を行使しました。また、消防部局で覚知した建築基準法令違反の疑いがある事項について建築部局で疑義ありと判断され、違反が確定できなかったものについては、使用停止命令の解除要件の判断材料とするために、消防法第4条第1項の規定に基づく報告徴収権（疑義事項のある部分について1級建築士に調査させ、報告すること。）を行使しました。

※現在、使用停止部分において旅館の営業を継続している可能性が高いことから、予防課違反是正係において告発に向けた検討を進めています（筆者は、平成31年4月の人事異動で西消防署査察係へ異動しました）。

おわりに

現在の当消防本部における違反是正の取組は、横浜市消防局の協力がなければ成し得ることはできませんでした。

当消防本部の査察担当者の研修を快く受け入れてくださった横浜市消防局職員の皆様とともに、当消防本部の違反是正の礎を築いてくださった横浜市消防局の岩佐克志様（初代違反是正係長）にこの場をお借りしまして心より感謝を申し上げます。また、今回の旅館に対する使用停止命令の発動に際し、ご協力いただきました甲府市顧問弁護士の埴原一也先生と甲府市建築指導課職員の皆様にご挨拶を申し上げます。

今後も当消防本部の違反是正の取組の更なる発展に最大限の努力をすることをお誓いして、日々試行錯誤しながら違反是正体制の充実強化と組織定着を図っていきたくと考えております。



甲府盆地（提供：甲府市シティプロモーション課）